

【新設】(負債の利子の範囲)

66の5の2-6 措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する「負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。

- (1) 買掛金を手形によって支払った場合において、当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額
- (2) 営業保証金、敷金その他これらに類する預り金の利子
- (3) 金融機関の預金利息及び給付補填備金繰入額(給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。)

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「負債の利子の範囲」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-7）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度の対象となる法人が支払う「負債の利子」には、法人が支払う負債の利子のほか、これに準ずるものが含まれることとされ（措法66の5の2②二）、この支払う負債の利子に準ずるものとして、①手形の割引料、②リース取引（法64の2③）によるリース資産（法64の2①）の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（1,000万円未満のものを除く。）に含まれる利息に相当する金額、③法人税法施行令第136条の2第1項に規定する満たない部分の金額のほか、④経済的な性質が支払う利子に準ずるものが定められている（措令39の13の2②）。
- 3 そこで、本通達では、この「負債の利子」の範囲について実務上疑義のあるもの又はありそうなものについて例示し、その例示したものについては、この「負債の利子」の額に含まれることを留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の89の2-6）を定めている。